申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	住民生活課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	手数料の減免
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第32条

<審査基準/標準処理期間>

基準規類	定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第32条
		■設定 □未設定
		○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
		(手数料の減免)
		第32条 町長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第30条に規定す
		る手数料を減額し、又は免除することができる。
審査基準	準	
参考資料	料	
標準処理期間	問	■設定 □未設定 即日
凉 十 之 左 为 []	IH)	NA TI
備	考	
設 定	日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	住民生活課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	一般廃棄物処理業許可証の再交付
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第38条

<審査基準/標準処理期間>

基	準	規	定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第38条
				■設定 □未設定
				○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
				(許可証の再交付)
				第38条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又
				は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに町長に届け出て再交付を
				受けなければならない。
審	杳	基	準	
			·	
参	考	資	料	
				■設定 □未設定
標	準 処	理期	間	即日
備			考	
設	1		日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	住民生活課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	浄化槽清掃業許可証の再交付
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第43条

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 43 条
	■設定 □未設定
	○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	(許可証の再交付)
	第43条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し又は損傷したときは、直ちに町長に届
	けて再交付を受けなければならない。
審査基準	
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	即日
/++ +	
横 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日